2025年度実務補習の実施結果

<table>
<tr><td>(1) 実務補習の目的 ※1</td><td colspan="5">公認会計士となるのに必要な品位及び識見、専門的知識、専門的技能を養成するため</td></tr>
<tr><td>(2) 対象者</td><td colspan="5">公認会計士法第16条に規定する実務補習団体等が実施する実務補習の受講者（公認会計士試験合格者）のうち、2017年11月以降に実務補習所に入所した者 ※2</td></tr>
<tr><td>(3) 実務補習科目</td><td colspan="5">監査科目、会計科目、税務科目、経営科目、コンピュータ科目、法規・職業倫理科目</td></tr>
<tr><td>(4) 実務補習の講義時間</td><td colspan="5">449時間（内、実務補習生は270時間以上受講する必要がある。）</td></tr>
<tr><td rowspan="11">(5) 実務補習科目のうち指定研修の要件となっている科目の講義及び考査の内容</td><td rowspan="2">税務総論</td><td>主な講義</td><td colspan="3">公認会計士にとっての税務総論（理論編） 他</td></tr>
<tr><td>研修時間</td><td colspan="3">9時間</td></tr>
<tr><td rowspan="2">法人税の実務</td><td>主な講義</td><td colspan="3">法人税法総論 他</td></tr>
<tr><td>研修時間</td><td colspan="3">36時間</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他税務</td><td>主な講義</td><td colspan="3">所得税法概論Ⅰ・Ⅱ 他</td></tr>
<tr><td>研修時間</td><td colspan="3">21時間</td></tr>
<tr><td rowspan="2">国際税務</td><td>主な講義</td><td colspan="3">国際税制</td></tr>
<tr><td>研修時間</td><td colspan="3">3時間</td></tr>
<tr><td rowspan="4">考査</td><td colspan="4">考査の出題及び採点は、講義を担当した講師又は実務補習所を運営している委員（公認会計士）が行う。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">税務
第1回
(120分)</td><td>2023年7月16日</td><td>2024年7月21日</td><td>2025年7月20日</td></tr>
<tr><td>所得税法概論
相続税法
消費税法概論
消費税法の実務
資産課税の全体像
贈与税・譲渡所得課税概論</td><td>所得税法概論
相続税法
消費税法概論
消費税法の実務
資産課税の全体像
贈与税、譲渡所得課税概論</td><td>所得税法概論
相続税法
消費税法概論
消費税法の実務
資産課税の全体像
贈与税、譲渡所得課税概論</td></tr>
<tr><td rowspan="2">税務
第2回
(120分)</td><td>2023年7月16日</td><td>2024年7月21日</td><td>2025年7月20日</td></tr>
<tr><td>法人税法(総合演習)
法人税法(組織再編税制)
法人税法(グループ法人税制・グループ通算制度)
法人税法(各論)</td><td>法人税法（総合演習）
法人税法（組織再編税制）
法人税法（グループ法人税制・グループ通算制度）
法人税法（各論）</td><td>法人税法（総合演習）
法人税法(組織再編税制)
法人税法（グループ法人税制・グループ通算制度）
法人税法（各論）</td></tr>
<tr><td>(6) 修了考査</td><td colspan="5">（実務補習規則第7条4項に定める5科目）
修了考査の出題及び採点は、修了考査を運営する委員会の出題を担当する委員(公認会計士)が行う。
・会計に関する理論及び実務（180分）
・監査に関する理論及び実務（180分）
・税に関する理論及び実務（180分）
・経営に関する理論及び実務(コンピュータに関する理論を含む)（120分）
・公認会計士の業務に関する法規及び職業倫理（60分）
2025年（令和7年）12月13日(土)及び14日(日)の2日間で実施
願書提出者数 1,794名（対象者を含む願書提出者総数1,941名）
受 験 者 数 1,639名（対象者を含む受験者総数1,785名）
合 格 者 数 1,324名（対象者を含む合格者総数1,364名）</td></tr>
<tr><td>(7) 実務補習修了要件</td><td colspan="5">1 必要な講義出席単位を取得すること（1時間1単位として270単位以上取得）
2 実務補習期間中に6回実施される課題研究を全て提出し合格すること（各回40%以上、全6回の合計点が満点の合計点の60%以上であること）
3 実務補習期間中に10回実施される考査を全て受験し合格すること（各回40%以上、全10回の合計点が満点の合計点の60%以上、かつ、監査総合グループの考査8回、税務グループの考査2回のそれぞれの合計点が満点の合計点の60%以上であること）
4 1～3をすべて満たした上で日本公認会計士協会が実施する修了考査に合格すること</td></tr>
<tr><td>(8) 修了者</td><td colspan="5">1,324名（対象者を含む修了者総数1,364名）</td></tr>
</table>

※1　実務補習とは、公認会計士試験に合格した者に対し、実務補習規則（内閣府令第 106 号）第２条及び第３条に定める内容及び方法により、１時間を１単位とすることを基本として行う。さらに、第２条に定める実務補習の内容全体について適切な理解がなされているか確認するために、第７条に定める修了考査を行う。修了考査に合格し、第３条に定める方法により実務補習課程を修了した者は、財務局長を経由して金融庁長官に「実務補習修了報告書」を提出し、確認を受け、確認番号の通知を受ける。確認番号の通知を受領することで、実務補習の修了となる。

※2　2017 年４月１日適用の税理士法施行規則第１条の３第１項に規定する税法に関する研修に指定（2016 年６月 24 日付　官報　第 6803 号により公告）されたため、2017 年 11 月以降に実務補習所に入所した者から対象となる。